

京都市スクールソーシャルワーカー募集要項

京都市教育委員会では、教育分野のみならず社会福祉に関する専門的な知識・技能を用いて、児童生徒やその家庭への支援などを行なう「スクールソーシャルワーカー」を市立学校に配置しており、同事業における「スクールソーシャルワーカー」を以下のとおり募集する。

1 職務内容

- (1) 校内チーム体制の構築・支援
- (2) ケース検討会や校内委員会等への出席
- (3) 教職員へのコンサルテーション
- (4) 学校と関係機関との連携
- (5) 教職員研修の開催
- (6) 児童生徒・保護者への面接や家庭訪問
- (7) 京都市教育委員会が行う連絡協議会等への出席
- (8) その他児童生徒への支援等に関して、各学校において適当と認められるもの及び生徒指導課長が適当と認めたもの 他

2 募集人数 4名（程度）

3 求める人物像

- (1) **専門職としての知識・スキルや向上心** のある方
- (2) **対人援助職としての援助対象者を中心に置いた姿勢** を持つ方
- (3) **教育機関の職員としての学校理解及び学校・福祉機関・医療機関等との協働姿勢** を持つ方
- (4) **公的機関の職員としての公共性・公平性・コンプライアンス・市民感覚を重視** される方
- (5) **組織人として職場全体の方針を理解し、適切な報告・連絡・相談を行いながら業務に当たれる方**
- (6) **職業人としての職務への積極性や他職種を含む周囲との協調性・調整力** を持つ方
- (7) **社会人としての適切な言動や身だしなみ・マナー意識** を身につけた方

4 勤務条件

※ 令和7年度時点の勤務条件であり、令和8年度に変更になる可能性があります。

- (1) 勤務場所 京都市立学校（拠点となる学校を中心に近隣の学校も合わせて活動対象とする。）
- (2) 勤務時間等 拠点校1校につき年間280時間（1回7時間30分まで、約38回。）
（週4日勤務の場合は、1日7時間45分勤務×4日を通年行うものとする）
勤務時間は午前8時～午後8時の間で勤務校と相談可。
時間外労働なし、休憩時間は45分～60分。
勤務曜日は勤務校と相談可。休日は土・日曜日・祝日及び勤務日以外の曜日。
- (3) 報酬 週1～3日勤務の場合は、時給3,750円 ※昇給なし、期末・勤勉手当なし
週4日勤務の場合は、月給298,320円 ※昇級なし、期末・勤勉手当あり
- (4) 交通費 実費支給（ただし、支給限度額の範囲内）
- (5) 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
（勤務成績等により再度任用の可能性あり）
- (6) 身分 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
- (7) 社会保険等 公務災害への補償あり、1週当たりの勤務時間が20時間以上の場合は、健康保険（京都市職員共済組合）・第1号厚生年金保険・介護保険（40歳以上65歳未満の方のみ）・雇用保険への加入資格あり。週4日勤務の場合は、厚生会への加入資格あり。
- (8) 備考 これまでの実績等が特に優れた者については、指導的立場として任用することがある。

5 応募資格

以下の(1)・(2)・(3)・(4)の全ての要件に該当する人

- (1) 以下の地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない人
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2) 次の事項に該当しない人 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文を参照のこと

ア 令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当する人

イ 各地方公共団体の青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における罰則について、前科がある人（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）

(3) 下記ア又はイのいずれかの要件を満たす人

ア 令和 8 年 2 月 1 日現在、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士のいずれかの資格を有する人

イ 令和 8 年 2 月 1 日現在において、教育相談機関相談員やスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーなどの教育関係、児童相談所や児童養護施設などの児童福祉関係、又は少年院や少年鑑別所などの矯正教育関係における有給での相談又は支援業務経験を 1 年以上有する人（ただし、勤務はおおむね 1 週間に 1 日以上とする。）

(4) 学校教育及び社会福祉（ソーシャルワーク）に関する一定の知識・理解を有し、スクールソーシャルワーカーとして積極的に取り組む意欲のある人

6 応募手続

以下の(1)・(2)・(3)・(4)の全ての書類（データ）を電子メール「ssw-kyoto@edu.city.kyoto.jp」まで提出（**令和 8 年 3 月 6 日（金）必着**）。

※ (3)及び(4)の書類については、PDF データまたは画像データで、提出すること。

(1) 「スクールソーシャルワーカー志願書（Excel）」（様式 1）

(2) 「スクールソーシャルワーカー志願に係るレポート（Excel）」（様式 2）

(3) 上記「5 応募資格」の(2)アのうち有するものの「登録証明書の写し」

※ 資格を有する見込みの場合は、資格試験合格通知等それを証明する書類の写しを提出。

(4) 上記「5 応募資格」の(2)イについての事業主による「職歴証明書」

※ 氏名・生年月日・在職期間・所属・職務（業務）内容、等の記載があれば、様式は問いません。

※ 職歴証明書の取得が期日に間に合わない場合、職歴証明書のみを令和 8 年 3 月 16 日（月）必着で、別途電子メールにて提出すること。

7 任用手続

(1) 応募者に対して、面接又は従前の勤務実績、及びレポートによる審査を行い、任用者を決定する。

(2) レポートによる審査の上、**令和 8 年 3 月 10 日（火）まで**に面接実施の有無及び面接日時を伝達する。

(3) 面接審査では、志望理由や業務に必要な知識・理解等について質問する。

※面接審査を行う場合は、令和 8 年 3 月 12 日（木）～3 月 17 日（火）の間に行う（予定）。面接審査の会場は、以下の連絡先住所において実施。

8 書類提出・連絡先

京都市教育委員会事務局 指導部 生徒指導課（担当：鶴田、原田）

〒604-8184 京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町 706-3

TEL. 075-213-5622、FAX. 075-213-5237、E-mail : ssw-kyoto@edu.city.kyoto.jp

9 ホームページ URL（京都市教育委員会 ホームページ）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000116816.html>

10 留意点

今回の募集は令和 8 年度予算の議決を前提としており、議決されない場合は、内定を無効とする。